

出席委員 岸本委員長、柳田副委員長
山田委員、茂内委員、吉田委員、関口委員
天利議長

欠席委員 なし

説明者 大川教育長、内田教育次長
高橋教育政策課長、押味専任主幹、千野副主幹、山口副主幹、小林主査
黄木学校教育課長、桑原指導主事、畠山指導主事、西ヶ谷副主幹、新藤副主幹
水越教育施設給食課長、小宮主査、井上主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第5号 令和5年度寒川町一般会計予算
2. 議案第6号 令和5年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第7号 令和5年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第8号 令和5年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第9号 令和5年度寒川町下水道事業特別会計予算

令和5年3月20日
午前9時00分 開会

【岸本委員長】 皆様、おはようございます。ただいまより予算特別委員会4日目を開催いたします。本日は、教育委員会、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課の審査に入りますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいまより教育委員会の審査入ります。執行部から説明を求めます。

その前に、失礼いたしました。先ほど、教育委員会の審査に入る前に、大川教育長から一言挨拶を述べたいということで申出がございました。これを許可いたします。

大川教育長。

【大川教育長】 皆様、おはようございます。日頃より寒川の教育につきまして、アドバイスあるいはご支援、本当にありがとうございます。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

さて、外では桜やスイセン、あるいはパンジーといった花が彩り豊かに私たちの目を楽しませてくれておりますが、私たちの教育の現場、全国的にブラックだとよく言われます。私たちの目指しているものはブラックどころか、とんでもない、もっときれいな色彩豊かな教育環境、そういうものを目指しております。教育委員会職員一同、町部局と連携をいたしまして、よりよい支援事業、あるいは教育環境の整備の事業を行ってまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いをいたします。

それでは、本年度の予算につきまして、どうぞよろしくご審査いただきたいと思います。私は自席にて控えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 よろしくお願ひします。

それでは、教育長が退室するまで暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより教育委員会の審査に入ります。そして、教育総務費の審査入ります。執行部から説明を求めます。

内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、教育委員会所管の教育費の令和5年度予算のご審査をこれからよろしくお願ひいたします。

予算につきましては、第1項の教育総務費、第2項の小学校費、第3項の中学校費につきましては、教育委員会事務局3課、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課で所管し、4項社会教育費につきましては、教育政策課と教育施設給食課がそれぞれ所管しております。5項保健体育費につきましては、教育施設給食課のみで所管するものの、多くの科目において所管課が混在しております。したがって、説明につきましては教育政策課長が一括して行い、質疑におきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 皆さん、おはようございます。

それでは、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課所管の令和5年度予算につきまして、ご説明申し上げます。ご説明に当たりましては、予算書のほかにタブレットの010、教育政策課、学校教育課、教育施設給食課、予算特別委員会説明資料に基づいてご説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

なお、説明資料につきましては、教育委員会全3課を合わせたものとなっております、担当課名につきましては各ページの右上の括弧内に記載をしております。括弧の記載がないページについては、複数課の所管が混在するところがございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書では84、85ページの10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費からご説明いたします。タブレットの説明資料につきましては、56分の2ページをご覧ください。

まず、教育委員会関係事務経費でございますけれども、こちらにつきましては教育委員会の委員活動等に係る経費で、教育委員会委員の4名の報酬、委員への費用弁償や出張旅費、各種行事や大会会費などの交際費のほか、需用費の消耗品費は新任委員用のバッジ等の消耗品代、負担金補助及び交付金については区市町村教育委員会連合会などへの負担金でございます。こちらは特定財源はなく、全額一般財源でございます。

なお、この後、教育委員会所管の約50事業についてご説明させていただく予定でございます。ご説明をできるだけ簡潔にしたいと思っておりますので、特定財源がなく、全額一般財源の事業については、大変恐縮ですが、財源の説明を省略させていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。表彰関係経費については、教育委員会表彰等に係る経費でございます。多年にわたり教育の振興や発展に貢献、または各種協議会などで優秀な成績を収められた個人や団体に対し、毎年表彰を行っており、報償費は被表彰者へ贈る記念品代等、需用費については表彰式を飾る花代や記念写真に係る費用などでございます。

続きまして、予算書の84ページから87ページ、2目事務局費でございます。説明資料については4ページをご覧ください。職員給与費は、教育長及び教育次長のほか、教育政策課の社会教育担当を除く職員5名と学校教育課職員の10名、そして教育施設給食課職員の9名の人件費でございます。備考欄の教育政策課の職員数の7人には、教育長及び教育次長を含んだ人数となっております。

下段の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は24、25ページの中ほど、4節保健体育使用料にございます学校体育施設等開放使用料133万2,000円は、施設利用者からの使用料収入でございます。このうち32万1,000円を記載のとおり、一般職の給料に充てております。

次に、資料の5ページをご覧ください。事務局経費につきましては、教育政策課の事務経費でございます。報償費は毎年行っております点検評価の外部評価者への謝礼、旅費については教育長及び教育政策担当職員の出張旅費、消耗品費につきましては参考資料購入等の購入費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、県町村教育長会、湘南地区高等学校定時制教育振興会等の負担金でございます。

次に、資料の6ページ、こちらは学校教育課所管の事務局経費でございます。報酬については、学校運営協議会委員8校分104名及び学校読書指導員4名分の報酬でございます。職員手当等及び共済費は、学校読書指導員の期末手当と社会保険料、報償費はいじめ問題に関する調査委員会委員の謝礼及び教科用図書採択検討委員の謝礼、旅費については読書指導員の通勤に係る費用弁償及び職員の出張旅費、需用費の消耗品費は参考図書等の購入費、印刷製本費は就学通知書メールシーラーの作成、役務費については就学通知書郵送料及び校外学習等に係る保険料、委託料については学校に配置する会計年度任用職員の健康診断委託料、扶助費については学校事故見舞金でございます。

次に、資料の7ページ、こちらは教育施設給食課所管の事務局経費でございます。旅費については同課職員の施設関係の会議等の出張旅費、消耗品費は積算資料の購入費、使用料及び賃借料については工事積算システムの使用料、備品購入費については作業用工具の購入費でございます。

続いて、資料の8ページ、学校保健関係経費につきましては、報償費は小学校就学時の健康診断に係る医師への謝礼、需用費の消耗品費は印刷物の用紙代、役務費は就学時健康診断実施通知等の郵送料、委託料は健診の委託料等でございます。使用料及び賃借料は、健診器具借上料などでございます。備品購入費につきましては、保健用備品の購入予定がないことから皆減、負担金補助及び交付金につきましては、茅ヶ崎地区学校保健会及び日本学校歯科医会への負担金でございます。

次に、資料の9ページ、教職員人事管理経費でございますが、委託料は教職員の福利厚生事業委託料、健康診断委託料及び令和5年度より本稼働を行う校務支援システムの委託料でございます。校務支援システムは、町内8校に統合型校務支援システムを導入し、校務の統一化、業務改善を行うことで、教員本来の子どもたちに向き合う時間を確保してまいります。使用料及び賃借料は、遠足等で利用する施設

に引率の教員が入場するための施設入場料、負担金補助及び交付金は、学校現場における衛生推進者の養成講習会受講料及び防火管理資格講習会受講料でございます。

続きまして、資料の10ページ、学校適正化検討事業費については、寒川町公共施設再編計画を受けて、令和3年度より設置をいたしました町立小・中学校適正化等検討委員会に係る経費でございます。報償費は学識経験者など検討委員会委員10名分の謝礼でございます。また、予算の大幅減の理由につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、11ページの義務教育施設整備事業基金積立金につきましては、義務教育施設を整備する際の資金とするための基金で、預金利子分を積み立てるものでございます。下段の表をご覧ください。本積立金の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は32、33ページの中ほど、1節利子及び配当金のうち、義務教育施設整備事業基金利子1,000円につきましては本基金の預金利子で、これを全額積立金に充当いたします。

次に、資料の12ページ、奨学金基金繰出金でございますが、こちらは同基金の預金利子を財源として、繰出金として基金に積み立てるものでございます。下段の表をご覧ください。本繰出金の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は32、33ページの中ほど、1節利子及び配当金のうち、奨学金基金利子2,000円につきましては奨学金基金につく預金利子でございます。これを全額繰出金に充当しております。奨学金につきましては、経済的理由により高等学校等への就学困難な者に対し、寒川町奨学金貸与条例に基づき貸与し、就学を奨励しております。令和4年度奨学金の被貸与者については1名、返還者につきましては14名という状況でございます。

次に、3目教育研究施設費に移りまして、予算書は引き続き86、87ページでございます。説明資料については13ページをご覧ください。教職員の資質向上事業費については報酬、職員手当等、共済費及び旅費は経験の少ない教員の授業力向上を図るために配置する教育フロンティア専門指導員分でございます。報償費は研修会における講師謝礼でありまして、教職員対象の研修会としては教科指導、児童生徒指導、特別支援教育、教育相談、学級経営等、教職員の資質を高めるための研修会を計画しております。また、需用費の消耗品費は学校における校内研究収録に使用する用紙代でありまして、負担金補助及び交付金につきましては、茅ヶ崎寒川地区の小学校及び中学校の教育研究会等へ交付金を支出し、教職員の研究を支援してまいります。

次に、資料の14ページ、教育相談事業費については、報償費は町が行っている様々な相談の相談員への謝礼でございます。相談件数の増に伴い、臨床心理士の謝礼を増としております。5名の指導主事が有機的に連携して行う教育相談を中心として、心理相談員、巡回相談員、訪問相談指導員等と連携を図りながら、効果的な教育相談体制を構築し、保護者や教員からの相談にも応じてまいります。なお、中学校3校にはスクールカウンセラーが県から引き続き配置されるとともに、スクールソーシャルワーカーが町に2名配置される予定でありますので、さらに有効な活用を図ってまいりたいと考えております。需用費は相談に必要な事務用品や参考図書等を購入するための消耗品費で、役務費については相談指導教室の電話料や相談員の保険料等でございます。また、委託料はネットパトロールのための経費で、インターネット上に存在する学校非公式サイト等を検索、監視し、学校や地域の実情を把握し、不適切な書き込み等については必要に応じて削除依頼を行うなど、警察との連携を図りながら、諸課題に迅速

に対応できる体制を整えてまいります。また、得られた実情等をもとに、情報モラル教育の推進にも努めてまいります。

次に、資料の15ページ、教育調査研究事務経費でございますが、こちらは教育研究のための調査や、資料の収集及び提供等を行うための経費でございます。需用費の消耗品費は教育関係図書資料等の購入費、印刷製本費は3年に一度作成する社会科資料集の印刷代、使用料及び賃借料は拡大コピー機の借上料、負担金補助及び交付金は県教育研究所連盟への負担金でございます。

以上で、1項教育総務費の説明を終わります。ここで一旦説明を区切らせていただきます。これまでの内容につきまして、ご審査のほどよろしく願いいたします。

【岸本委員長】 以上で、教育総務費の説明が終わりました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 まず、8ページで、生理の貧困の問題について、以前も同僚議員が一般質問とか、去年の予算委員会でも取り上げたんですけど、そこについてここでいいのかちょっと確認、現状どうなっているのか確認したいと思います。

それから、奨学金制度のところなんですけど、令和4年度は1名、それからあと返済している方が14名いるということなんですけど、5年度に対してはどの程度申込みとか、その状況はどうなっているか確認します。

あと、それと14ページの教育相談のところなんですけど、今回、相談件数の増ということで、また臨床心理士の謝礼が増ということなんですけど、臨床心理士、どの程度相談の回数を見込んでいるのか、あと実際、相談の手段というか、出勤といたらいいのか、学校に出向くのかということと、あともう一つ、どのような相談があるのかというのをお聞きします。

以上です。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 まず、生理の貧困についてでございますが、過日、様々そういったところで課題ということで、国や県の部分で措置なされて、町でも生理用品等しっかりと社会福祉協議会とも連携しながら充当しております。そうした中で、子どもたちがそういった生理用品等、困らないような形でしっかりと、特に子どもたちにとってなじみ深い、そういったことを相談しやすい養護教諭を中心に、行き渡るような形で進めさせていただいておるところでございます。

また、教育相談のところ、このたび相談日の増ということでお願いしたところでございますけれど、臨床心理士のところでございますが、年々相談件数が非常に増加しておるところでございます。具体的に申し上げますと、令和2年度から新型コロナウイルスによる様々な影響があったかなと思いますが、そういった中でも不登校等を特に中心に相談が増えています。令和2年度が111件、令和3年度が心理士による相談は182件、そして令和4年度、今年度については、完全には終えておりませんが、今のところ287件ということだからかなり件数が増えておまして、そういった部分で教員の働き方改革も含めて、こういった相談件数に対してしっかりと対応していく。また、そういった専門の心理士の資格を得た見地から、きちんと子どもたち、また保護者に対して対応してまいりたいと思っておるところ

でございます。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 私のほうからは、奨学金のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

令和5年度の申込みの状況はということだったんですけれども、結論から申しますと、1名もいなかったという状況でございます。こちら募集に当たりましては、毎年11月の時期に3中学校長にお願いをして、学校を通じて生徒と保護者の皆様へということで、令和5年度につきましては寒川町奨学金奨学生募集というチラシを全員のご家庭に配布をさせていただいたということで、それは学校を通じてお配りをさせていただいて、必要な書類については2月の中旬までに学校のほうに提出をしてくださいということで、周知ともろもろ学校のほうにご協力いただいてやったところなんですけれども、令和5年度については結果的にはお一人もお申込みがなかったという状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、生理の貧困問題のところですけど、社協といろいろ協力しながらやっているということですけど、昨年度の取組はこういうことかと思うんですけど、ほかの自治体の状況等も多分いろいろと把握されていると思うんですけど、その自治体にあっては女子トイレに配置して、自由に持っていけるような状況をしているところがありますけど、近隣の状況とか、あと寒川町としてもこれ今後どうするのかということをお伺いします。

あと、奨学金の件に関してなんですけど、5年度に関しては今のところいないということですけど、これに関して、奨学金というものは借りてまた返済しなきゃいけないというところがありますので、ちょっとハードルがあるのかなと思います。そこら辺に関して、給付型の奨学金というものもそろそろ考えていくべきじゃないかなというところがありますけど、その辺についてどういう見解があるでしょうか。

あと、それから教育相談のところでは、臨床心理士の相談の件数がかなり増えているということで、様々世の中の情勢は変わってきていて、先生も保護者の方も不安に思っているところがありますので、これに関してはしっかりまた対応していただきたいと思います。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 生理の貧困の他市町のまず状況でございますけれども、それについても湘三管内等で共有しておるところです。これ対応については市町によって様々かなというところなんです。特に生理に関することというのはかなりセンシティブな内容でございますので、そういった部分は慎重に取り扱っていかねばならないと教育委員会も認識しているところです。

そういった様々な中で、何より学校現場、子どもたちに接している先生方のご意見を一番尊重していくことが、教育委員会としては大事かなと思っています。現状、養護教諭等と養護部会等で様々情報交換しておるところですけど、生理の貧困の生理用品の支援については、特段問題なく進めることができているというふうに報告を受けています。ただ、こういった状況がだんだんと、例えば用品を支援の部分で受け取らない生徒が多くなってきたということであれば、またそういった部分でトイレ等の部分も含めて、現場と話し合いながら進めてまいりたいなと。何よりも子どもたちがこういった支援がしっか

りと受けられるような体制を今後ともつくってまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 奨学金の給付型についての考え方はというご質問をいただきました。

この関係でいいますと、以前、企業さんによる奨学金の返還支援制度の導入ということも一般質問等でいただいたという背景もあります。奨学金、こういう社会情勢の変化によって、進学に当たって経済的な理由でなかなか難しいという状況を何とかすべきじゃないかということで、既に町も今、奨学金はありますけれど、県ですとか国レベル、また日本学生支援機構といった民間団体のほうでも支援がいろいろ拡充されてきている状況は承知しております。

また、次元の異なる子育て支援の一環の中で、そういった教育面に係る法的な支援というものもいろいろ今後出てくると思いますので、町としてどのような制度を備えるべきかということは、そういった情勢も見ながら適切に判断してまいりたいと考えておりますので、今すぐに給付型の導入ということについてはもう少し時間をかけて見極めるべきかなと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいですか。他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 私も1点だけ確認させてください。前段の委員と同様、教育相談事業費のところでございますが、令和2年度からコロナ関連で相談件数が増えているということでございます。この予算のところから、この科目内では相談員の臨床心理士の報酬のところしか増えているところが見えませんが、令和2年度から増え続ける課題に関して、本年度予算の中でどういったところにこれらで見えてきた課題を解決するための予算が振られているのかという点を1点、ご説明をいただければと思います。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 臨床心理士は、心理士という資格の中で専門的なアドバイス、そういったものを送ることができます。特にまた様々、不登校だけでなく、そこに関わるような、例えば子どもたちの発達障害に係る相談も専門的なところでもお受けしているところでございます。こういった中で、心理士が行うウィスクという検査も心理士ならではの部分でございまして、そのウィスクを希望される件数も増えてきているのかなと感じておるところです。そういった部分でぜひとも、今2名体制でやっておりますけれど、その2名の中で可能な限り日数を増やしてというところで、2名の方にもご協力いただきながら進めておるところです。

またあわせて、こういった相談件数が増えているというところで、県のほうも様々な動きがございまして、今、中学校に県のほうからスクールカウンセラーの配置をいただいております。今年度につきましては中学校3校に1人ずつ、そのうち1校にもう1人、2人体制ということで入らせていただいております。

そういった中で、次年度さらに県からもう1名増員していただけるような予定もありますので、そういった中で小学校にも、今年度もう既に小学校での案件というところも増えてきていますので、小学校にも今年度も数日そちらに、出前ではないですけど、そういった配置も一部させていただいて、次年度

についてはそれをさらに拡充して、小学校、中学校両方にそういった部分で支援が行き渡るような形に
してまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 ご回答いただきありがとうございます。ちょっと私の聞き方が足りなかったかなと思
いますけれども、問題が見えてきて、その課題が把握されているのは結構かなと思います。また、県か
らのスクールカウンセラーが増ということ、また小学校にも配置されるということは非常によろしい
のかな。

ただ、配置される必要が生じるということは、現在いろいろな話は聞いておりますけれども、小学校
のほうにも問題が顕在化されているのかなというところでございますが、例えば先ほどご説明の中でも
ありましたように、発達障害であったりとか、これも発達障害という言葉、私はあんまり、いろんな事
情があるんだろうな、こんな状況でございますから、あるんだなと思っているところですけども、も
ちろんこの中でそういった子どもたちを見つけるために、この方たちの増員だったり、拡充であつたり
といったことは必要だとは思いますが、そういった課題が生じた先のケアはどういう状態なの
か。例えばこういったことはこういったところの病院に行ったらいいよとか、そういったフォロー体制
ができれば、そこに予算を割くというのは例としては適切じゃなかったかもしれませんけど、そういっ
たところまで体制が整っているのかという点を確認させていただいたかったですけれども。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 すみません。説明が不十分でございました。補足させていただきます。

こういった心理士やそのほか訪問相談員、巡回相談員、様々そういった方々に窓口になっていただい
て、そこから現場の先生方、また保護者、子どもたちとしっかりと連携しながら、その後、様々な相談
機関にまたつながってまいります。もちろん町ですとか、そういったスクールカウンセラーをその
まま継続的に、何より保護者、子どもの意向が大事ですので、その意向を大事にしながら、継続的に
そこでスクールカウンセラーや相談員がともに支援していくということもありますが、それだけでなく、
県の総合教育センターにも教育相談機関はありますし、また児童相談所にも必要に応じてつなげていく。
また、不登校になりますと、町のほうに相談指導教室がございますので、その相談指導教室にもつなげ
ていく事案も実際でございますので、様々な子どもたちのそういった状況に応じて、しっかりとその後
の支援が受けられるような形で、意向を大事にしながら進めているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1点だけ確認させてください。教職員の資質向上の関係で、教員の皆さんの多忙化の
部分を考えていったときに、まず自分のことについては順番を遅らせるというか、今やらなきゃいけな
いことをやっていくという、こういうことから考えたときに、資質向上の予算が、参加されている教員
の皆さんがどのぐらいおられるかということもあるんですが、予算が生きている形になっているかどう
か、本当に参加されて、それが自分たちの動きの中で生かされているか。ただ、いろんな団体が講演会

をやられたり、研究会をやられたりしている、こういう団体にいろんな意味で支援並びに支援を行っているという、お金の部分もそういうところにいると思うんですけども、そういうふうな形で、行事は行われているけども、実際には教員の多忙化のためになかなかそういうところに参加できないという状況にないのか。それともしっかりと参加して、自分自身の資質向上が子どもたちに全て影響するんだという観点から参加されておられるのかどうか、その辺の予算が果たして、そういう団体にいるんだけど、生かされているかどうか、その辺についての見解をいただけますか。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 ありがとうございます。教職員の資質向上については、現在、様々教育改革がなされておりまして、また教育課題も様々複雑化しております。そういったものに対応すべく、教職員の皆さんは学び続けるということは非常に大事かなと思って、予算のほうもつけていただいております。そういった中で様々資質向上に向けて、予算のところでも、例えばまず町のほうでも教員研修ということで、今年度も4回、それとともにさらに教育講演会ということで、保護者の方も参加できるような形でもう1回、計5回、こういった機会をつくらせていただいております。

昨年度、一昨年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って一部中止になったりとか、そういったことがございましたけれど、今年度もそういった感染拡大はありましたが、昨年度までの反省を生かしてリモートによる実施も行いました。そういったリモートによる実施であれば、先生方も行き帰りの移動の時間も短縮されて、また学校の中で大型スクリーンを使いながら、研修が受けやすかったという声もいただいております。

そういった中で、こういう部分で生かされているのかというところで、様々な領域、演題のところでも教員研修を実施させていただいております。生徒指導的な部分、いじめや不登校等も含むものですかコミュニティースクール、あと子どもたちの視点からの支援教育、またがん教育、様々な今求められているものを行っています。

そのたびごとに実はアンケートも実施させていただいております、しっかりとそれは効果があるのかというところで申し上げますと、先生方のこういった研修がニーズを捉えているのかというところは大事なところだと思うんですけど、各回90%を超える、今後に生かしたい内容であったというお声を小・中学校ともにいただいております。担当の指導主事も様々な内容を考えていく上で現場のニーズをしっかりと捉えることができたのかなと。今後もこういった部分で進めさせていただきたいと思っておりますし、あと茅ヶ崎寒川地区で小・中学校ともに研究部会というのをやっています。そういったものにも予算を運営のほうで取らせていただいておりますけれど、その部分についても各部会のほうで茅ヶ崎市の先生方とも連携しながら、発表なども行いながら、様々な今の教育に合った研究を進めておるところで、非常に有効な研修というか、研究を進めさせていただいているかなと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 職員給与費の部分で相談指導教室についてなんですけど、まず数字の確認として相談指導教室の利用者と指導員が何名いるのか、利用者が各学年何名いて、指導員が何名いるのかお伺

いします。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 相談指導教室の専任教員ということで、1名、管理職経験者の方が再任用で、今、経験に基づく中で勤務をさせていただいています。それに加えて、学生相談員というのが教育相談事業費にありますけれど、学生相談員の方2人、お兄さん、お姉さんのような形で、私も過去、教員になる前にそういった経験もさせていただいたんですけれど、非常に子どもたちに寄り添えるような形で、そういった学生相談員ともに3名体制のような形で、常時3名とはいきませんけれど、そういった形で子どもたちの心をしっかりと支援しているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 相談指導教室に通われている児童生徒の人数ですが、学年ではなく、小学校、中学校、校種別に答えさせていただきます。

令和4年度につきましては、本通室、正式に通室をしている小学生が1名、中学生が4名となっております。また、本通室のほかには仮通室、体験通室、それから見学、相談中の児童生徒もおります。本通室を含めまして全て合計しますと、小学生が7名、中学生が15名の通室状況となっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 ホームページを見ると、月曜日から金曜日9時から17時までと書いてあって、その中で指導員プラス学生相談員で合計3名、今、答弁の中で本通室全部含めて中学校15名、小学校7名という中で、例えばなんですけど、287件と増えていく、こうした現状の中で、今現在、需要と供給がマッチしているという言い方をすればいいんですか、そういったことがあるのか、予算を計上するに当たってちゃんとなっているかどうかということと、例えば指導員が1名しかいないと、仮に長期で欠席された場合とか、運用が同じようにできるのかどうかといった懸念もあると思うんですけれど、そういった予算を算出するに当たり何か対策があればお伺いします。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 ありがとうございます。相談員、専任教員とも定期的にお話をさせていただいております。そういった中で子どもたちは一応今、22名となっておりますけれど、常時22名が毎日、通室するということではございませんので、子どもによってはどうしてもばらばらに、来たり来なかったりという子も多々ありますので、そういった中で専任教員からは特にキャパシティーオーバーということは聞いておりません。今できる範囲でしっかりと取り組んでおるところで、指導主事も定期的に相談指導教室に見学に行って、実態をしっかりと把握させていただいておるところです。

そういった中で、今後もしっかりとそういった部分のケアがなされるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 以上、他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で教育総務費の審査を終わります。

委員の皆様、この後の小学校費、中学校費はちょっと長くなっていますので、ここで休憩を挟みたいと思います。再開を10時といたします。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

これより教育委員会、小学校費、中学校費の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、予算書につきましては86ページから89ページ、2項小学校費でございます。そのうち、1目の学校管理費からご説明申し上げます。タブレット資料につきましては、16ページをご覧ください。

まず、小学校運営経費でございますが、こちらは小学校5校の運営に必要な事務を行うための経費でありまして、報酬及び職員手当等は、会計年度任用職員である学校事務補佐員5名、学校用務補佐員7名の計12名の報酬及び期末手当でございます。共済費及び旅費は、会計年度任用職員の社会保険料等と通勤に係る費用弁償でございます。委託料は、学校事務補佐員5名と学校用務補佐員4名の健康診断実施のためのもので、主な予算の増減の理由につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の17ページ、健康管理経費については、児童の健康管理に係る経費でございます。主な内容は学校医、薬剤師への報酬、役務費については、教室の空気検査等の手数料及び日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金、委託料は児童の定期健康診断に係る健診委託料等、使用料及び賃借料は各学校に設置をしておりますAEDの借上料などで、備品購入費については新規の購入予定がないことから皆減となっております。

続きまして、18ページの特別支援教育推進事業費については、一人一人のニーズに応じた教育を展開するため、特別支援学級補助員を旭小、小谷小及び南小に各3名、寒川小及び一之宮小に各2名を配置し、通常学級に在籍する特別な配慮を要する児童への学習や生活を支援するため、ふれあい教育支援員を旭小、小谷小及び南小には各2名、寒川小及び一之宮小には各1名を配置いたします。また、言語を中心とした支援を要する児童に対して指導を行うことばの教室の運営に係る費用も計上してございます。主な内容といたしましては、特別支援学級補助員、ふれあい教育支援員の報酬、職員手当等、共済費及び通勤に係る費用弁償、消耗品費については特別支援学級の授業用消耗品、備品購入費は児童の特性に合わせた必要な備品を購入してまいります。なお、主な増減理由については、備考欄に記載のとおりでございます。

次に、資料の19ページ、小学校管理運営経費については、学校の運営や施設設備の維持管理に係る経費でございます。報償費は卒業記念品の証書ホルダーの購入費、消耗品費はコピー用紙や清掃用具等の購入費、印刷製本費は卒業証書の印刷代、管理用備品の修繕料、役務費については教室用カーテンのクリーニング代、ごみの収集運搬等の委託料、使用料及び賃借料はコピー機及び印刷機借上料、備品購入費については管理備品として紙折り機を購入するもので、主な増減理由については備考欄に記載のとおりでございます。

続いて、資料の20ページ、グローバル教育推進事業費については、外国語教育の早期化、教科化に対

して指導体制の充実を図り、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験の創出などを通して、子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、令和3年度より外国人指導者を各校1名配置してございます。そのF L T、外国人指導者5名分の報酬、職員手当等、共済費及び旅費でございます。

続きまして、I C T教育の推進、機器の効果的な利活用を図るための費用といたしまして、需用費の消耗品費は職員室やパソコン教室のインクの購入費、役務費はインターネット、eライブラリー、授業支援ソフト等利用による通信運搬費、委託料はG I G Aスクール構想による校内ネットワークの保守、中学校との兼務となるI C T支援員2名の配置、端末の年次更新作業や再設定等を行う端末設定運用委託料を計上してございます。

なお、I C T支援員は、I C T機器を活用した授業の機器操作補助、I C T授業で使用するハードウェア、ソフトウェアの操作指導、児童へのパソコン操作指導補助、機器チェック、不具合発生時のメーカーとの折衝などの役割を担い、情報モラルを含む情報活用能力とともに、知識・技能、思考力、判断力、表現力等の必要な資質・能力を育む教育の支援を行います。

I C T機器の利活用が大幅に図られている中、I C T支援員のニーズは高まっております。そのため、学校への訪問回数を増やし、さらなる充実を図ってまいります。

使用料及び賃借料では、職員室に配備しているパソコンと、パソコン教室に設置している児童用コンピュータの借上料などをそれぞれ計上しております。小学校では、各教科及び総合的な学習の時間の中で基本的操作や入力方法、情報収集の方法のほか、プログラミング等についても引き続き指導を行ってまいります。

続いて、資料の21ページ、小学校維持管理経費では、小学校5校の施設維持管理に係る経費を計上しております。需用費は施設補修用の消耗品及びコロナ対策用抗ウイルスコーティング材の購入費、燃料費は暖房用の灯油代、体育館空調用発電機燃料などの購入費で、光熱水費は電気料、水道料、下水道使用料でございます。修繕料については、空調用発電機のオイル交換及び各小学校施設の窓ガラス破損などの緊急修繕の関係でございます。役務費は、簡易専用水道検査やし尿浄化槽の定期点検検査手数料、小学校建物の火災保険料及び電話料などとなっております。委託料は消防設備やプールろ過機、エレベーターの保守点検、トイレ、貯水槽の清掃、樹木の剪定、学校警備、し尿浄化槽などの維持管理に係るものに加え、小規模修繕の一部を包括的に実施するための委託料などでございます。使用料及び賃借料は、学校用地の借上料と一之宮小学校、寒川小学校及び小谷小学校のエレベーターのリース料、工事請負費については前年度工事が完了したため皆減となっております。原材料費については、学校維持補修用の木材などを購入するものでございます。

続きまして、資料の22ページ、公共施設再編計画実施事業費については、公共施設再編計画に基づき、順次小学校の保全改修を行うものでございまして、前年度工事が完了したため、工事請負費が皆減となっております。

次に、予算書は88、89ページの2目教育振興費に移ります。資料は23ページでございます。就学援助等事業費については、経済的に困窮している家庭の保護者に対して、学用品や遠足、修学旅行等の校外活動、オンライン学習に伴う通信費などの援助をするための就学援助費及び特別支援学級に在籍する児

童の保護者に対する就学奨励費でございます。令和5年度の対象児童数については、就学援助費では要保護、準要保護家庭の児童は357名、特別支援教育就学奨励費では、小学校の特別支援学級の対象児童は28名で予算を計上しております。

下段の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書の28、29ページの上段、1節小学校費補助金にございます要保護児童就学援助費補助金5万9,000円は、国が町の負担分の2分の1を負担することとなっており、これを扶助費に充てております。歳入番号2、予算書は歳入番号1と同じ小学校費補助金にございます、特別支援教育就学奨励費補助金56万5,000円につきましても、国は町の負担分の2分の1となっておりまして、同じく扶助費に充当しております。

次に、資料の24ページ、教育活動充実事業費については、学校教育に必要な教材や備品、図書を購入し、学習環境の充実を図るものでございます。報償費は、地域の先生の講師謝礼で、各教科や道徳、総合的な学習の時間及び補充学習などの教育活動の充実をさらに図ってまいります。需用費の消耗品費は、教材や副読本、教師用指導書、デジタル教科書等の購入費、修繕料は教材備品等の修理、役務費はミシンの点検やピアノの調律手数料、委託料は町営プールを活用し実施する水泳授業委託料、使用料及び賃借料はポスタープリンターの借上料と、委託料でご説明いたしました水泳授業を実施するため、学校と町営プール間の送迎を行うための自動車借上料でございます。備品購入費は、教材備品及び図書備品の購入を行うものでございます。

下段の表をご覧くださいまして、本事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、予算書は34、35ページの上段にございます1節まちづくり基金繰入金1,514万4,000円のうち、219万9,000円を学校図書館の図書備品購入費に充てており、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。

次に、資料の25ページ、豊かな心・文化育成事業費については、子どもたちの豊かな心を育むための各学校の芸術鑑賞教室に係る経費への補助でございます。

続いて、資料の26ページ、少人数教育推進事業費については、算数等の授業において、少人数学習指導を行うために雇用する少人数学習補充教員等を全校に配置するための報酬、職員手当等、共済費及び通勤に係る費用弁償でございます。

以上で、2項小学校費のご説明を終わります。

続きまして、予算書は90ページ、91ページになります3項中学校費に移りまして、1目学校管理費からご説明申し上げます。タブレット資料につきましては、27ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは中学校に勤務する職員1名分、学校用務員の人件費でございます。他の2校につきましては、会計年度任用職員を配置しております。

次に、資料の28ページ、中学校運営経費につきましては、中学校3校の運営のために必要な経費でございます。報酬と職員手当等は、会計年度任用職員の学校事務補佐員3名と学校用務補佐員2名の計5名分の報酬と期末手当でございます。共済費及び旅費につきましては、会計年度任用職員の社会保険料等と通勤に係る費用弁償でございます。委託料につきましては、学校事務補佐員3名の健康診断実施のためのものでございます。

次に、資料の29ページ、中学校管理運営経費でございますけれども、こちらは学校の運営や施設設備の維持管理に係る経費でございます。主な内容につきましては小学校と同様でございます。

次に、資料の30ページ、健康管理経費については、生徒の健康管理に係る経費でありまして、こちらにも主な内容は小学校と同様でございます。なお、備品購入費につきましては、保健室用のワゴンを購入するものでございます。

次に、資料の31ページ、特別支援教育推進事業費については、小学校と同様に、寒川中学校及び寒川東中学校に各2名、旭が丘中学校に3名の特別支援学級補助員を配置するための経費でございます。内容といたしましては、特別支援学級補助員の報酬、職員手当等、共済費及び費用弁償、消耗品費は特別支援学級の授業用消耗品の購入費、備品購入費は支援級の校外学習等で使用できるポータブルプロジェクターと、リース契約をしていた可搬型階段昇降機を買い取るものでございます。なお、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金は、備考欄に記載の理由により皆減となっております。

続きまして、資料の32ページ、グローバル教育推進事業費でございますが、こちらも小学校同様、外国人指導者を各中学校に1名ずつ常駐させることにより、指導体制の充実を図るものでございます。また、委託料についても小学校同様、GIGAスクール構想による校内ネットワークの保守、端末設定運用委託及び小学校との兼務となるICT支援員2名の配置に伴うものでございます。なお、中学校においても、ICT支援員の学校への訪問回数を増加させ、充実を図ってまいります。そのほか、教職員用パソコンとパソコン教室及び特別支援学級の生徒用コンピューターの借上料、インターネット回線使用料などを計上しております。中学校では、技術家庭科や理科などの授業を中心に、コンピューターを用いた基本的操作や入力方法、情報収集の方法のほか、プログラミング等についても指導を行ってまいります。

続きまして、資料の33ページ、中学校維持管理経費については、中学校3校の施設の維持管理に係る経費を計上しており、主な内容は小学校と同様でございますけれども、使用料及び賃借料については、給食配膳用にリースにて改修する寒川中学校及び寒川東中学校の小荷物専用昇降機の借上料が追加となり、増となっております。工事請負費については、前年度工事が完了し皆減となっております。

続きまして、資料の34ページ、公共施設再編計画実施事業費については、公共施設再編計画に基づき、順次中学校の保全改修を行うものでございますが、工事請負費については前年度工事が完了したことにより皆減となっております。

次に、予算書は90ページ、91ページになります2目教育振興費に移ります。資料は35ページをお開きいただき、就学援助等事業費でございます。令和5年度の要保護及び準要保護生徒、就学援助費の対象生徒としては220名、特別支援教育就学奨励費の対象生徒としては16名を予算計上しております。

下段の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書の28、29ページの上段、2節中学校費補助金にございます要保護生徒就学援助費補助金30万円は、国が町負担の2分の1を負担することとなっております、これを扶助費に充当してまいります。歳入番号2、予算書は1番と同じ中学校費補助金にございます特別支援教育就学奨励費補助金34万1,000円についても、国が町の負担分の2分の1ということで、これも同じく扶助費に充当してまいります。

次に、資料の36ページ、教育活動充実事業費については、内容としては小学校と同様でございますけれども、中学校には部活動があるため、部活動用の消耗品費1校当たり5万円なども計上しております。負担金補助及び交付金については、備考欄に記載の理由により減となっております。

下段の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は32、33ページの中ほど、1節利子及び配当金の中の株式配当金50万円は、旭が丘中学校で予定のプラスバンド備品の購入に充当してまいります。歳入番号2、予算書は34、35ページの上段でございます1節まちづくり基金繰入金1,514万4,000円のうち、111万1,000円を学校図書館の図書備品購入に充当してまいります。

続きまして、資料の37ページ、豊かな心・文化育成事業費では、小学校と同様に豊かな心や生涯にわたって学ぶ力を育成するための部活動、進路指導に係る経費の補助等を行ってまいります。

続きまして、資料の38ページ、少人数教育推進事業費については、中学校の数学、理科等の授業において少人数学習指導を行うための少人数学習補充教員を各中学校に1名雇用するための報酬、職員手当等、共済費及び通勤に係る費用弁償でございます。

以上で、3項中学校費のご説明を終わります。ここで一旦ご説明を区切らせていただきます。

【岸本委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 ただいまの説明1点、訂正をさせていただきます。33ページの説明の部分でございました、給食配膳用にリースして改修する小荷物専用昇降機の学校名に誤りがありました。すみません。寒川中学校、寒川東中学校と説明申し上げましたが、東中学校は誤りで、寒川中学校及び旭が丘中学校の小荷物専用昇降機でございます。失礼いたしました。

【岸本委員長】 資料に書いてあるとおりの内容であるということで、皆様ご確認ください。

それでは、説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

茂内委員。

【茂内委員】 よろしく願いいたします。まず、21ページのところなんですけども、小学校の維持管理経費についてお伺いいたします。

小学校では、校内に空気清浄機が設置されているのか教えてください。また、あるとしたらどこにあるのかお願いいたします。

2つ目の質問です。24ページになります。委託料が増加ということですが、これは単にといいいますか、水泳の授業が増えるということでしょうか、教えてください。

また、36ページです。教育費というか、中学校費全般のといえますか、36ページの部活になるんですけども、今現在の中学校の部活動の顧問の先生の状況をお聞きしたいと思います。その学校の教員の方が指導していらっしゃるのか、教えてください。

【岸本委員長】 以上3点の質問でございます。

桑原指導主事。

【桑原指導主事】 今3つ目のご質問にありました中学校部活動について、ご説明をさせていただきます。

部活動につきまして、茂内委員おっしゃっていただいたとおり、現状におきましては中学校の教員が顧問として、基本的には複数配置をされているところです。もちろんそこには、複数といいまして兼務をしている顧問もおります。また、休日等あるいは平日の放課後等、地域の先生事業も活用させていただきながら、地域の指導者という形で入ってくださっている部活も中にはございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目の空気清浄機の関係でございますけれど、こちらこれまでも、コロナだけでなく、学校のほうで必要に応じて消耗品費等で取り入れている部分も一部ございますが、先日、補正予算のほうで、国の補助金も活用しながら空気清浄機を入れていくということで行っていたいております。その中で、特に外部の方が来られるところ、そういった点で事務室、また職員室、校長室での感染防止というところをまず考えて、そこに設置ということで行ってまいります。

特に職員室、校長室、事務室というのは換気をしたいというところではございますけれど、特に書類も様々、重要書類もありますので、そういったものが窓を開けて散逸するというところで、事故等が起こらないようにという配慮も含めて、そちらのほうにまず。それとあと保健室、子どもたちがこういった新型コロナウイルス、インフルエンザ等に感染してやってくる可能性もありますので、そういった部分で保健室、それと特別支援級の教室、障害をお持ちのお子さんにとっては大声を出さないように、控えるようにとか、そういった部分、あと距離を保つというところ、なかなかそういった部分で徹底が難しい部分もありますので、そういった部分で特別支援級。それと音楽室、合唱や器楽のところ、そういった部分で飛沫が飛びやすいということで、こういった感染リスクが高いとか、外部の方が入るとか、そういった部分で必要に応じて学校のほうにも措置していくところがございますので、よろしく願いいたします。

それと2点目でございます。小学校の水泳授業の関係でございますけれど、この部分は今年度にも水泳授業ということで再開を考えておったのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴ってなかなか実施が難しかったところですけど、小学校6年生に限ってということで町営プールを活用させていただきました。

その前段階として、本来、各小学校で水泳授業を行っていくという考えのところ、小谷小学校と一之宮小学校のプール施設についてはかなり老朽化が激しくて、修繕にもかなり経費がかかり過ぎてしまうというところで、町営プールの活用ということで、現在、他の市町でもこういった動きが出てきているところですけど、町としましては先んじて、そういった部分で小谷小学校と一之宮小学校については町営プールを活用してということで、しっかりとプールの授業ができるようにということで、各学年3回ずつ水泳ができるような形で、また学校との行き帰りの部分、安全が保てるようにということでバスの送迎ということで、そういった部分で予算を計上させていただいております。

以上でございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 まず、1つ目に質問した空気清浄機のことなんですけども、今、外部からいろいろいらっしゃった方々の特に、あとマスクを外したりとかする教室、部屋には置いてあるということなんですけども、今後マスクを取っていくような形に、今、個人判断ではなっていますが、子どもって小さくお話ししましょうといっても、大きい声でお話ししてしまったりということはやっぱり出てくると思うんです。そうすると、マスクを取る生徒が多い教室とかにおいての空気清浄機が、換気ということはもちろんだと思いますけども、雨が降ったりとか、風が強い日は職員室の書類が飛んでしまうと同様で、教室においても窓を閉めることもあるかもしれない。そんなときにはやっぱり空気清浄機が各教

室にあったらいいんじゃないかなとは思うんですけども、それはいかがかなと思いました。そのお考えをお聞かせください。

また、部活動、公立中学校の部活動の地域移行に向けた動きが、国では2003年度から本格化する中で、町としては令和5年度で取り組むことが何かありましたら、教えていただきたいと思います。

またあと、プールの関係なんですけども、回数とか分かりましたので、この質問はこれでいいと思います。

【岸本委員長】 桑原指導主事。

【桑原指導主事】 3つ目の部活動につきまして、答弁をさせていただければと思います。

先ほど委員からもお尋ねありましたとおり、公立中学校における休日の部活動の地域移行に関しましては、国が昨年度末に公表しましたガイドラインにおいて、当初、改革集中期間としていました今後3年間につきましては、改革の推進期間と改められました。地域の実情に応じ、可能な限り早期の実現を目指す、どちらかというペースダウンという形の書きぶりになっております。また、地域移行に関する国の来年度予算につきましても、概算要求から大きく縮小されているという現状にあります。

その辺を鑑みまして、本町におきましても、部活動の指導体制につきましては、今後、生徒にとって望ましい部活動の実現を図っていくためにも、持続可能な部活動と教師の負担軽減という観点からも、今後、見直し等の課題と考えております。

まだまだ県、国においても課題の洗い出し等が行われている現状におきまして、また対応策の検証が行われているところがございますので、今後、検証結果など、国あるいは県から示される結果の分析もしつつ、本町におきまして持続可能な取組となりますよう、具体的な取組等に向けて関係各課、機関との協議・研究を進めてまいりたいと考えておるところです。

以上です。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 1点目のマスク着脱の部分での、今後、換気がなかなかしづらいときの対応ということでございます。

国のほうでは基本的に換気をしっかりしていれば、こういった空気清浄機というのは不要ということで、ただ、なかなか換気が難しいときに備えて、委員ご指摘のとおり、こういった空気清浄機等を用いるのは有効であるということでありました。そういった部分で天候等、なかなか難しい場合は窓の開ける部分は最小限にしながら、ただ、その部分で、例えば1か所だけ窓を大きく開けるということですと、風雨とかが吹き込んできますので、複数の窓で少しずつ開けて、風雨がなかなか入ってこないような工夫、また対角になる部分は、廊下とかそういった部分のドアというところ、そちらは風雨とかは特に問題ないところですので、そういったところで工夫を今後もしながら対応してまいりたいと思います。

また、現場の今後の、実際に5類になるのは5月上旬ということになっていきますので、その後の動き、実態なども把握しながら、教育委員会としてもしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 それでは、大きく4点お聞きします。

小学校、中学校費を併せてお聞きしますけど、まず19ページと29ページで、備品の関係なんですけど、毎年、机と椅子の補充をお願いしていて、少しずつ進んでいると思うんですけど、どの程度まで進んだのかということをお聞きします。

それから23ページと25ページ、就学援助費のところなんですけど、その中でまず23ページの小学校費のところ、今回、就学援助費は減っていますけど、これはどういう要因なのかということをお聞きします。

人数に関しては、先ほど説明がありましたので、分かりました。ただ、この要因をお聞きします。

それから、24ページの学校のプール授業の町営プール活用ということなんですけど、これに関しては小谷小と一之宮小ということで、残りの3校に関しては各学校で授業を行うのかということをお聞きします。

それと26ページと38ページの少人数教育のところなんですけど、この中で、以前、少人数教育の中でも少人数学級も別々にあったと思うんですけど、全部一緒になったと思うんですけど、少人数学級について、今年度何年生まで少人数学級の対応になるのかお聞きします。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 ありがとうございます。

まず、1点目の備品の関係、机、椅子、この部分についてでございますが、第2次計画というところで、机、椅子の整備計画がございました。その計画がちょうど終わったところでございまして、学校等もそういった実態把握もしながら、今進めているところです。一応そういった第2次整備計画が終わったところ、ある程度の整備はなされていますが、第2次計画をやっていく中で、今後もそういった机、椅子の状況というのはまた経年劣化していきますので、そういった部分、また毎年度補正予算のところで対応させていただいていますけれど、その部分、また学校の机、椅子の調査をしながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

それと、3点目の町営プールの活用の部分でございます。小谷小学校と一之宮小学校は先ほどご説明させていただきましたが、他の3校というところでございますけれど、この他の3校も点検等を教育施設給食課のほうで進めていっているところでございます。その点検の結果を踏まえまして、また対応ということは考えておりますが、基本的には現状では各校の既存のプールを活用というふうには考えてございますが、小谷小学校、一之宮小学校のように劣化が激しくて、修繕費が多大にかかるという点検結果になってしまう場合は、またこういった活用、他の活用ということを考えてまいりたいと思っております。

それに向けても、教育委員会としても様々、もう既に研究を進めておるところでございます。点検結果によって、こういったケースであればこういうふうにしていこうということは、研究を進めて、今後でも対応できるようにしてまいりたいと思っております。

4点目の少人数学習補充教員等の措置についてでございます。その中で少人数学級のクラスの上限の人数を35人にするという措置は、次年度におきましては、小学4年生まで35人学級を上限とするという形になっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 私のほうから、就学援助の関係のご説明をさせていただきたいと思います。

こちら令和5年について315万円の減額となっている理由でございますが、実績を見まして、こちらのほうの要求をしております。おおむねこの原因と考えられるものが、毎年毎年学年が上がっていくところで、今現状の中学3年生のお子さんは準要保護で66名の方がいらっしゃるんですが、この方が卒業されて、来年の小学校1年生として入学してこられる方の予定が、おおむね40名前後が準要保護の対象となるのではないかと考えられております。大体20名ぐらいの減数がここで見込まれておりまして、そういったところを全体の総数で見込んでいくと、おおむね315万円ぐらいの減額が見込まれるということでこちらはさせていただいております。

以上となります。

【山田委員】 分かりました。まず、備品の関係ですけど、計画が一応完了したということですけど、ただ、保護者の方から最近言われてきているのが、今度GIGAスクールが始まって、タブレットを机の上に置いたときにちょっと机が狭くなっているということが言われてきているんですけど、それについての対応というのは今後どのようにしていくのかということをお聞きします。

それから、就学援助のところなんですけど、新1年生が20名ほど少なくなるということからこういうことになったということで、これに関して就学援助の周知は今までどうやっているのか、あと基準というものは今までと変わらないのかということ、まず確認したいと思います。

あとそれと、学校のプールのことなんですけど、取りあえず小谷小と一之宮小の2校というところで、あと残りの3校に関しては状況を見てということなんですけど、ここに関して、学校のプールって大切な授業の場だと思いますので、これはしっかり整備をしていくべきじゃないかと思っています。それでまた、ほかの自治体のほうを見ますと、学校プールも廃止していつている状況もありますので、そこに関してはちょっとやり過ぎじゃないかなということ、そこに関して廃止ではなく、災害関係でも使えるものなので、そういうところはしっかり整備をして維持していくべきじゃないかと思っています。そこに関しては、もしご意見があればお願いします。

それと、少人数教育のところなんですけど、少人数学級に関しては来年度は小学校4年生までということで、補充教員というのはこれで足りているのかということ、まず確認したいと思います。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 まず、1点目の机の関係でございますけれど、現在、タブレット端末を利用している授業はかなり増えております。そういった部分で授業でもそういった活用を図られる、さらに授業の質が高まっているという点では、非常にいいかなと思っておりますが、机が狭いのではないかとこのところでございますけれど、机を大きくということであれば、もちろん大きいにこしたことはないんですけど、大きくすればただ、その分、教室が手狭になってきてしまいます。教室の大きさは変わらないわけですので、そういった部分、またそれに対応する机というのも、今、新JIS規格ということで、昔の旧JIS規格よりも大きな机になっていますので、そういった部分で対応していくのかなと思っております。また、学校適正化のほうでも教室の大きさ等、今後もまた議論されていくと思っておりますけれど、そういった議論も踏まえながら、また考えてまいりたいと思っております。

それと少人数教育の部分でございますけれど、今回、少人数の学習補充教員、また少人数学習補助員、そういった部分で小学校、中学校に配置のほう、次年度考えております。他市町ではかなり教員不足で、こういった補充教員も含めて人材確保というのはかなり厳しい状況になっています。聞くところによると、かなり欠員が生じたまま、新年度をスタートするというのも耳にしております。幸い、寒川町ではそういった形ではなくて、かなりしっかりと教員を補充しながらということで、次年度、今進められているところです。この少人数補充教員等について、次年度は小学校、中学校全校に年度当初から配置できるような体制を取らせていただきました。

以上でございます。

【岸本委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 プールについてご質問ありまして、しっかりと整備を進めてほしいというところと、あと廃止でなくて、防災用としてもしっかりと活用できるようにというところがございます。現在、一之宮小学校、小谷小学校についてもプールについては廃止でなく、休止・中止という形で、防災用として水を張る機能については、当面の間、維持できると捉えております。また、残る3校につきましても、点検の結果は先ほど黄木課長のほうから答弁させていただいたところがございますけれども、極力修繕等でその機能を維持して、学校教育に活用できるようにと考えてございます。

まだ今後、学校の適正化、それから施設再編といったところもございますが、現在、国のほうからも、6年度以降の話になりますけれども、他の施設、ここでいうと町営プール等ですけども、その活用も十分に検討した上でないと大規模改修の補助がついていかないというアナウンスも出てきておりますので、そこもしっかりと考えた上で、ここではプールの維持管理をしていきたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 私のほうからは、就学援助の関係の周知と、また基準の変更はないのかといったご質問にお答えさせていただきます。

まず、周知の関係でありますけれども、ご案内のチラシ等、おつくりしたものを就学時の健康診断の際に、学校教育課の協力も得て保護者の方に配布をさせていただいているといったことをまずしております。また、新学期が始まって進級時に、これは学校を通じてという形になりますけれども、やはりご案内のチラシを全児童生徒の皆さんにお配りをさせていただいているといったことも取り組んでおります。また、常時、私ども教育政策課の窓口でも、お問合せがあればお渡しできるように、そういったチラシを備え付けているといったことですか、あと学校教育課のほうに来庁されているいろいろお話を伺っている中で聞き取っていただいて、これは就学援助等の制度のご案内をしたほうが良いというふうに、そういう内容だということが分かった場合には、学校教育課から私どものほうにご案内もしていただいているといったこともございます。またあと、町のホームページ等でもご案内、周知を行っているということで、今現在、主にそういった取組を周知の関係はしております。

それから基準の関係ですが、根本的なところは変更になっていないんですけれども、ただ、それぞれの支援の経費、これは国の単価に準じているんですけれども、国のほうで物価等の影響で単価の引上げが行われたものについては、あわせて町のほうでも行っているということで、今回についても若干引上

げになっている単価はあるという状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

吉田委員。

【吉田委員】 大きく1点、中学校費、教育活動充実事業費の中から2点、確認させてください。

説明の中で、部活等に関して各校5万円ずつというご説明があったかなと思うんですけど、この部活動のお金の要望がどういうプロセスを経てここについているのかという点、ご確認をさせてください。部活動の現場の状況についてはいろいろな声を聞くところではありますけれども、バスケットのコートラインがずっと旧規格のままだったりとか、いろいろなところで見えているところがございますが、どういったプロセスを経てこの予算に反映させられているのか、どういった声が上がってきているのか、またそれら上がってきた声はどのように対処されているのか、今積みまれているところがあるのか等、全部答えちゃうと長くなってしまいますので、プロセスの説明と、今そうやって上がってきている声に対する担当としての所感のようなものをいただければ結構です。

2点目ですが、負担金のところで中体連の負担の支出がなくなったということなんですけども、こちらの背景とこれに係る何か影響みたいなものがあつたら、ご説明をいただきたいと思います。たしか中体連、これは脱会なのか、なくなったから減なのか、これに参加しないとたしか大会とか出られなくなっちゃうようなところがあると思いますので、こちらの背景をご説明いただければと思います。

【岸本委員長】 新藤副主幹。

【新藤副主幹】 では、部活動についてお答えをさせていただきます。

通常、夏ぐらいに各中学校、小学校ともにヒアリングに回っております。その際に、要望があれば聞き取っております。今現在、部活動につきましては、各学校、ボール等不足しているという声がございますので、そういったものを購入できるように予算は計上してございます。

続きまして、2点目の中体連の関係なんですけど、中体連、実は2つございまして、今回、支出しなくなったものというのは県の中体連の負担金でございます。こちらは担当が毎年決まっております、昨年度、湘南地区が担当になったために支出をしてございました。例年支出しております茅ヶ崎地区、寒川地区の中体連につきましては、例年どおり、来年度も支出をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 補足ありますか。

桑原指導主事。

【桑原指導主事】 ただいまの2点目につきまして、補足となります。先ほど県中体連の負担金という話でありましたけれども、各ブロックで持ち回りで県大会をやっておりまして、それが8年に1回、こちらのブロックに回ってきておりますので、昨年度はそのために支出をさせていただいたということになります。

以上です。

【岸本委員長】 吉田委員。

【吉田委員】 すみません、順不同で。2点目の県の中体連の担当から外れたことによる減というこ

とでしたので、こちらは承知しました。ありがとうございます。

1つ目に問わせていただいた、ヒアリングにて要望を聞いておるとのことなんですけれども、このヒアリングなんですけど、それは各部活を担当している方から聞いているのか、それとも吸い上げた組織から聞いているのか、そこだけ確認をさせていただければと思います。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 ヒアリングのほうでございますけれど、各顧問と申し上げると、全職員ということになってしまいますので、そうすると私ももともと部活の顧問でしたけど、自分の部の部分はやはりどうしても必要というところで、皆、收拾つかなくなってしまうので、そこは管理職のほうで取りまとめさせていただいて、そういった部分で事務、管理職とともに学校の代表ということでヒアリングをしていただくというところでやっていかなければならないのかなと。もちろんその中で優先順位を学校でつけていただいて、こちらにお声をいただくということが大事なのかなと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

最後に柳田副委員長。

【柳田副委員長】 特別支援教育推進事業についてなんですけど、ことばの教室があると思うんですけど、こちらは一之宮小学校と小谷小学校、2か所あると思うんですけど、まず数字の確認で、各小学校の利用者、お伺いします。

2点目なんですけど、グローバル教育推進事業のほう、ICT支援員の増加のところが書かれているんですけど、2名配置されていて、今回の令和4年度の、派遣日数といえいいんですかね、どれぐらい派遣されているのか、また学校からの要望に基づいて派遣されるのか、こういったふうになっているのか。学校から呼ばれていくものなのか、そもそも巡回して回っているのか分からないんですけど、その点、確認の質問としてお願いいたします。

続きまして、同じグローバル教育推進事業の部分で、英語について、総合計画だと英語の指導者に、満足しているといえいいのかな、英語が好きですかとか、そんな指標を使っていたと思うんですけど、本来の英語の目的は多様性を学ぶとか、英語のスキルを向上させてコミュニケーション能力の向上とか、そういったことが本来求められるのかなと思う中、予算を算出するに当たって、本来の目的の達成ですか、多様性を学ぶとか、英語のスキルが向上したとか、明確な成績の指標ですかね、こちら特にないと思うんですけど、そういったない中でこの予算の効果がどのようにつながるのかどうか、お伺いします。

もう1点、英語に関してなんですけど、これ公民館の事業なのか分からないんですけど、社会教育事業なので公民館の予算なのかかもしれないんですけど、英語バスツアーについて、この予算に入っているのか、または公民館のほうなのか、お伺いします。

次が、中学校維持管理経費の部分で薬剤と書かれているんですけど、何の薬剤なのか。また、その薬剤、安全性とか、そういったメリット・デメリットを考えた上での使用だと思うんですけど、何か安全性の担保があつての予算計上なのかお伺いします。

前段の委員にもございました教育活動充実事業費の部分の老朽化の部分ですかね、これは老朽化で修

理中なのか、もともと老朽化で、修理しない状態で予算を計上しているのか。要するに老朽化だけど、修理中で予算計上しているのか、修理せずそのまま故障した状態で予算計上しているのかどうか、お伺いします。

最後なんですけど、少人数教育推進事業の少人数学級の部分で、35人で、小学校4年生からというところの中で、この数字の町として何か主な算出根拠を聞きたいんです。例えば財務省とかだと、これは社会経済背景指標とか使って、否定的だと思うんです。かといって文科省の部分だと、教職員の負担軽減のメリットの部分に書いていると思うんですけど、寒川町だと生徒たちの成績を見ながらとか、どういった根拠のもとでこの事業をしているのか、予算計上しているのかお伺いします。

【岸本委員長】 押味専任主幹。

【押味専任主幹】 2点目のICT支援員の回数等のお尋ねについて、お答えさせていただきます。

ICT支援員なんですけども、今委員おっしゃったとおり、まず2名、町では配置しているところがございます。その回数なんですけど、月16回、各校2回ずつ学校のほうに訪問しているところです。基本的には各校の要望に基づきまして支援員を配置しているんですけど、月2回、必ず各学校のほうに行くような形で配置しているところがございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 畠山指導主事。

【畠山指導主事】 私のほうからは、1点目のことばの教室に通われている現在の児童数についてお答えさせていただきます。今日現在におきまして、一之宮小学校に通われている児童の数が61名、小谷小学校のことばの教室に通われている児童が44名、合わせて105名となっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 ありがとうございます。先ほどの押味専任主幹の部分の補足ですけど、ICT支援員の部分、今年度まで大体月2回ということでもございましたけど、その部分、回数をさらに増やさせていただいて、月3回以上と。この3回以上という言い方は、回数的にならすと3回なのですが、夏休み期間とか冬休み期間、春休み期間は必要がございませんので、そういった部分を他の月に回していくというところで、ほぼほぼ毎週に近いような形でという感じにできるのではないかなと考えております。

また、ことばの教室のほう、畠山指導主事から今、説明ありましたけれど、そちらのほうも昨今、ことばの教室に通うお子さんも、一人一人の細かい部分での見取り、そしてそれへの支援ということで増えてきております。そういった部分で県からそういった教員配置というところも要求させていただいて、今、一之宮小学校もことばの教室の正規の定数の枠で4名、小谷小学校では3名配置しておるんですけど、次年度は小谷小学校にもう1名、県の基礎定数のほうで増員させていただいて、4名・4名体制でいけるかなということで、何とか県の要望が通っていったかなと思います。

それと、まずミシン等、教育活動充実事業費での故障の部分は、無理をすれば何とか使っていけるんですけど、全く使えないというケースもゼロではないんですけど、ちょっと不具合が生じてきているとか、それとかあと安全性、かなり古いものになってきますと、使えてはいるんですけど、今後もしか

したら途中で使えなくなってしまう、そういったときには安全性のところではミシン等はけがにつながってはいけないというところで、早め早めに点検をしていくという考え方で予算をつけさせていただいております。

それと、中学校の維持管理経費の中での薬剤の処理、こちら今まで特に予算計上しておらなかったんですが、理科の実験で使用する薬剤ですので、劇薬、劇物ということはないのですが、そういった薬品を下水に流すというのは非常に環境を悪化させる原因になっていってしまいますので、学校でしっかりと管理しながら、それをある程度保管しているということになります。ただ、ずっとそういったものを保管し続けてもあれですので、今、一定数の量になってきましたので、そういった部分で安全性のところから処理をさせていただければということとさせていただきます。

またあと、少人数教育の職員の算出根拠ということがございましたけれど、この部分は現場では数多くの教職員がいればただけでということで、ちょっと切りないところはありますので、いろんなことを鑑みながら、各小・中学校にまずは1名ずつ配置ができればというところで算出させていただいております。

以上でございます。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 私のほうからは、英語教育の関係で公募バスツアーのお尋ねがありましたので、お答えさせていただきます。

この事業費については、令和4年度からは公民館事業という位置づけにいたしましたので、予算としては、この後出てまいります公民館の指定管理料の中に含まれているという形に変更しておりますので、また後ほどよろしくお願ひしたいと思います。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 補足でございます。すみません。グローバル教育推進事業の指標についてでございます。

こちらF L Tの部分で、満足度というところでも指標にさせていただいておるところです。何より教育の中でどんなにいい指導が行われても、子どもと教師との関係がしっかりとした信頼関係に基づいて行わなければ、子どもたちにそういった指導が入っていかないというのが原則でございます。そういったところで、まず子どもたちが指導に対して満足しているのかというのは非常に大事なところのかなと思います。そこはかなり子どもたちの学習での成果も大きくリンクしているのかなと思いますので、そこでF L Tの満足度ということで、子どもたちに毎年度、年度末にアンケートを取っていただいているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 1点目のことばの教室なんですけど、合計人数は分かりました。ありがとうございます。

私、聞いたかったのが、一之宮小学校61名の中で一之宮小学校の児童が何人で、南小学校の児童が何人で、例えば小谷小学校だったら旭小学校の児童が何人で、小谷小学校に行く寒川小学校の児童が何人

でという数字がもし分かれば。なぜなら、ことばの教室って保護者と一緒に行かなきゃいけないじゃないですか。一之宮小学校とか小谷小学校は保護者は行かなくていいんですよ。そうなると、必ず保護者と一緒に行かなきゃいけないってハードルがまずあると思うんです。一緒に行かなきゃいけないということは、保護者のスケジュールもあるわけで、本当は利用したい、支援が必要だという児童がいるのにもかかわらず、保護者のお仕事もあると思いますし、そういった都合もあると思うので、なかなかそういうところ、数字は今聞いてないですけども、もしかしたら一之宮小学校、小谷小学校に多くて、南小学校とか、寒川小学校とか、旭小学校の児童が本当は行きたくても行けない現状であるのかもしれないと思ったので、それで数字をお伺いします。

2点目なんですけど、ICT支援員のほうではありがとうございます。補助とか、操作指導とか、不具合とか切り分けるんですかね、そういった作業で必要性が出てきたので回数が増えたということで、分かりました。

3点目の英語について、英語を使う場面、話す場面とか、いろいろ楽しくまずはというところは分かりました。その中で小学校は楽しくというのは分かると思うんですけど、中学校となると実践的なものも必要になってくるのかなという中で、4技能5領域の中で町として課題と思っている部分って何なのかお伺いします。

もう1点目のバスツアー、ありがとうございます。また後ほどお伺いします。

薬剤に関しては、注意しながら安全性を見ていくということで分かりました。

5点目の教育活動充実事業費に関しましても、修理はせずというところで町営プールを使っていくという政策判断なのかなというところで、分かりました。ありがとうございます。

6点目の少人数の部分、試行錯誤しながらされているのかなというので分かれまして。ありがとうございます。

質問としましては、ことばの教室の部分と英語の部分ですかね、4技能5領域の中でどの部分を課題に思っているのかどうか、その2点お伺いします。

【岸本委員長】 島山指導主事。

【島山指導主事】 では、私のほうから、ことばの教室に通われている児童が各校何人なのかというところ、数字をお答えさせていただきます。まず、寒川小学校の児童です。寒川小学校の児童は16名、一之宮小学校の児童は35名、旭小学校の児童は8名、小谷小学校の児童は31名、最後に南小学校の児童は15名となっております。

以上でございます。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 2点目のグローバル教育推進事業、外国語教育についてでございます。

4技能5領域というところで、一般的でもございますけれど、書く、読むという、この段階の部分は課題になるかなと思っております。というのは、文字を介するということになりまして、言語習得上、高度になってくるというところで、これについての研究は町の外国語教育推進リーダー研究会でも取り上げながら、特に今年度は小・中学校で様々な4技能5領域にわたる中で、どういうつながりで小学校で教えたことが中学校につながっていくのかということをしっかり洗い出しをしながら、そして円滑な

接続に持っていく。そういったこともしながら、こういった文字に関する、読む、書くというところをしっかりと中学校で育んでいけるようにしていきたいということで、様々な取組を行っているところです。

また、昨今、求められているものとして、例えば単なる聞く、話す、書く、読むという、それぞれこの4技能の中でも、単純にただ聞くだけではなくて、聞いたことをもとに今度話すとか、聞いたことをもとに書くですとかというふうに、様々技能間の複数技能を活用してコミュニケーションを取るということが非常に重視されてきています。そういった高度なコミュニケーションに係る部分も、今後、他市町もそうだと思うんですけど、本町でも課題になっていくかなと思っております。

ただ、本町としましては県内でも初めてFLTを各校に常駐配置したというところで、そういう形で、ふだんから外国人の方々と触れ合う、コミュニケーションを取る機会が非常に多くなっていますので、聞くというところは、また話すというところも含めて、そういった部分は機会が多くなっている分、しっかりと育成につなげていければと思っております。また、言語習得上、音声のほうから文字にというところでは、まずそういった窓口としての音声の部分のしっかりと子どもたちに機会を増やしているというのは、本当にありがたいお話かなと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 順番が前後しますが、英語に関しましては実践を含めてというところで、先ほど答弁のあったところ、Can-Do形式の部分なのかなと答弁を聞いていて思ったんですけど、私も同意なんですけど、まず話すことからというのが一番重要なかなと思う中で、そんな中で話すことは、話すと聞かなくちゃいけないので、耳も聞き取れるようにならなくちゃいけないという中で、臨界期というのを考えた中でもうちょっと早くやったほうがいいのか。これは個人的な意見ですけど。小学校1年生でも遅いぐらいだと思うので、もうちょっと早くやったほうがいいのかという部分はあると思います。これは意見でお願いします。

もう1点なんですけど、方向性はすごい分かりやすいんですけど、成績面でのこれだけ上がったという指標はあるほうが、予算を算出する上で分かりやすいのかなと思います。意見でお願いします。

ことばの教室の部分なんですけど、今回、数字を初めて聞いてやはり予想どおりだったんですね。一之宮小学校とか小谷小学校は30名、30名、次に多いのが15名、16名、倍近いですね。そんな中で現状として、私個人ですけど、親御さんが一緒に行かなくちゃいけないというところだと思うんですけど、これ、データ取ってなくちゃ分からないですけども、私個人的はそう思うんですけどね。

そんな中で、データとか実態をしっかり把握しながら、予算が住民の行動につながっているかどうかというのは予算を審査する中で見ていかなくちゃいけないなと思うところなんですけど、そんな中で今、結構乖離していると思うんですけど、何か予算の中で対策されているのかどうかお伺いします。

【岸本委員長】 黄木学校教育課長。

【黄木学校教育課長】 予算上というところでは、対策というのは具体的なところはありませんけれど、そういった部分、今、一之宮小学校、小谷小学校は実際にそういった部分で設置されている学校でするので、通いやすいというところ、また教員もことばの教室に通室させたほうがいいのかどうかというグレーなところも、積極的に通いやすいからという部分ももしかしたらあるかもしれません。そう

いった部分はことばの教室の担当教員とも我々も随時打合せ等で情報共有していますので、そういった中からまた課題を掘り起こして、こういった部分の対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 これにて質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、小学校費、中学校費の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

これより教育委員会、社会教育費、保健体育費の審査に入ります。執行部から説明を求めます。

高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 それでは、引き続きよろしく願いいたします。

予算書につきましては、92、93ページ、4項社会教育費に移りまして、1目社会教育総務費からご説明申し上げます。タブレット資料につきましては、まず39ページ、職員給与費をご覧ください。こちらは教育政策課社会教育担当の職員2名分の人件費でございます。

続きまして、資料の40ページ、社会教育委員活動事業費については、委員への報酬、県の研修会等への参加に伴う旅費、また県社会教育委員連絡協議会への負担金でございます。令和5年度につきましては、県の地区研究会が寒川町で開催されるため、旅費が前年度より減額となっております。また、研究発表の準備等に伴い、委員の報酬が増額となっております。

続きまして、資料の41ページ、社会教育関係団体活動支援事業費につきましては、社会教育関係団体の活動支援のため、町PTA連絡協議会及び町婦人会への活動補助金の関係でございます。

続きまして、資料の42ページ、社会教育総務事務経費につきましては、社会教育担当職員が会議や研修会等に参加するための旅費でございます。

次に、2目文化財保護費に移ります。資料は43ページをご覧ください。文化財保護事業費については、報酬につきましては、文化財保護委員と発掘遺物の整理や報告書作成補助等に従事する会計年度任用職員の報酬でございます。報償費につきましては、岡田の大神塚発掘調査の指導者等への謝礼、旅費は文化財保護委員の会議出席や、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償でございます。需用費は、埋蔵文化財発掘調査に係る消耗品代のほか、埋蔵文化財報告書作成のための印刷製本費でございます。役務費につきましては同報告書送付のための送料、委託料は大神塚保存や開発等に伴う埋蔵文化財の調査のほか、所管文化財管理のための草刈り清掃を行うためのものでありまして、負担金補助及び交付金については祭りばやし保存会連合会への補助金となっております。

続いて、下段の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は28、29ページ上段にございます3節の社会教育費補助金の埋蔵文化財補助金131万2,000円は、開発などに伴う埋蔵文化財保護のために行う発掘調査に係る経費に対する国の補助金でありまして、補助対象となる経費の2分の1の補助率で交付され、報酬をはじめとする対象経費に充当しております。歳入番号2、予算書は30ページ、31ページの下段、1節社会教育費補助金の埋蔵文化財県補助金43万7,000円は、県の補助金になりまして、①の国庫補助金に随伴する補助として補助金が交付されます。金額は、国庫補助

対象事業費から国庫補助額を差し引きまして、残りの額の3分の1の補助率となっております。こちらにも報酬をはじめとする対象経費に充当しております。

続きまして、資料は44ページ、文化財学習センター事業費については、まず報償費につきましてはわら草履づくり教室の講師謝礼で、需用費については暖房用燃料費、役務費は同センターの建物火災の保険料、電話及びインターネット回線使用料でございます。使用料及び賃借料は、センターで使うコピー機の借上料でございます。

次に、予算書は引き続き92、93ページ、3目公民館費に移ります。資料は45ページをご覧ください。公民館運営事業費でございます。町民センター及び公民館の運営管理につきましては、平成29年度から指定管理者制度を導入し、令和3年度に1期目の5年間が終了したところでありまして、令和4年度から2期目に入っております。民間企業のノウハウを活用して、公民館が町民の社会教育の拠点としての役割を果たすとともに、公民館の運営管理の効率化を図れるよう指定管理者と連携して取り組んでおります。

役務費につきましては、町民センター及び各公民館の建物災害共済の保険料、委託料は公民館の運営管理を行うため、指定管理者へ支払う指定管理料でございます。昨年度より指定管理の委託料が減額となっておりますけれども、これは主に、各年度ごとに計画修繕として予定をしております修繕内容の違いによる差額でございます。

次に、資料の46ページ、公民館維持管理経費でございますが、町民センター及び各公民館の施設の維持管理について、指定管理者が行うべき以外の部分や、建物設置者の町がその責任として実施するところの経費になります。使用料及び賃借料は北部公民館の駐車場用地の土地借上料で、工事請負費については前年度工事が完了したため皆減となっております。

次に、4目図書館費に移ります。資料は47ページをご覧ください。総合図書館運営事業費でございますが、総合図書館の管理運営につきましても、公民館同様、令和4年度から2期目に入っております。役務費については総合図書館の建物災害共済の保険料、委託料については、図書館の運営管理を行うため指定管理者に支払う指定管理料でございます。なお、本年10月より、図書館の蔵書管理や貸出しサービスを行うための図書館システムと関連機器が新規入替えとなるため、指定管理料が増額となっております。新図書館システム等の入替えにつきましては、令和9年3月までの契約期間となるため、予算書の6ページに第2表債務負担行為ということで、2項目めになりますけれども、予算、債務負担行為を計上しておりまして、それぞれ記載の期間、限度額を設定しております。また、予算書の107ページの調書では、当該年度以降の支出予定額及び財源などについてお示しをさせていただいております。

続きまして、資料の48ページ、総合図書館維持管理経費については、総合図書館施設の維持管理について指定管理者が行うべき以外の部分や、建物設置者である町がその責任として実施するところの経費となります。工事請負費については、前年度工事が完了したため皆減となっております。公有財産購入費については、総合図書館は神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業を活用し、企業庁から町が施設を買い取る形となっていることから、平成18年度から令和8年度までの償還計画に基づきまして、図書館施設購入償還金として令和5年度分を計上するものでございます。

以上で、4項社会教育費のご説明を終わります。

続きまして、予算書は94ページから97ページの5項保健体育費に移りまして、2目体育施設費からご説明申し上げます。資料につきましては、49ページをご覧ください。学校体育施設開放事業費でございます。こちらは地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として利用を図る小・中学校の体育館、屋外運動場、南小学校ふれあいホール及び寒川中学校、旭が丘中学校の夜間照明施設の開放利用に係る事業費でございます。需用費では、開放施設の維持管理用の消耗品の購入費、光熱水費は夜間照明の電気料でございます。役務費では用具庫などに要する火災保険料、委託料は夜間照明施設保守点検でございまして、これまで実施していた小学校鍵管理委託については取りやめとしてございます。使用料及び賃借料は電子錠の借り上げ及び体育館清掃料モップの借上料でございまして、原材料費はグラウンド用の砂などが主な内容となっております。

下段の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は24、25ページの中ほど、4節保健体育使用料にございます栄養学校体育施設等開放使用料133万2,000円は、施設利用者からの使用料収入でございます。こちらを本事業に101万1,000円、記載のとおり充てております。

次に、予算書は94ページから97ページの3目学校給食費に移ります。資料については、50ページの職員給与費をご覧ください。こちらは小学校に配置する栄養士4名と、給食調理員17名の人件費でございます。なお、栄養士の4名には、育児休業取得者の代替として雇用している任期付職員1名分を含んでおります。栄養職員については、各小学校に1名ずつ配置されておりますが、そのうち2校につきましては県費教職員が配置されております。

続きまして、資料の51ページ、学校給食総務経費につきましては、学校給食に携わる調理員の作業を補助するものとして、会計年度任用職員であります給食調理補佐員を雇用して補充をし、学校給食の提供を図るための経費でございます。こちらにつきましては、給食センターの運用開始により人員増が見込まれるため、増額となっております。報酬は給食調理補佐員の報酬、職員手当等は給食調理補佐員の期末手当、共済費についても社会保険料等でありまして、旅費については通勤に係る費用弁償でございます。委託料につきましては、給食調理補佐員の健康診断を実施するための経費でございます。

次に、資料の52ページ、学校給食センター整備事業費につきましては、旅費については企業庁との打合せのための普通旅費でございます。需用費については、前年度まで視察用として手土産等を消耗品として、また視察先での給食主食代を食料費として計上しておりましたが、準備が進んだため終了したのとなっております。委託料については、配膳室を町立小・中学校全校に令和5年度に整備するための改修工事設計委託が完了したことにより、皆減となっております。

学校給食センターの整備については、神奈川県企業庁と地域振興施設等整備事業についての協定を結び、学校給食センター整備事業の債務負担行為を令和3年度から設定し、令和5年5月の竣工を目途として、現在、企業庁発注による工事が大詰めを迎えている状況でございます。

続きまして、資料の53ページ、学校給食維持管理経費につきましては、現行の小学校5校の給食施設維持管理等に係る経費を計上するものであり、給食センター稼働までの1学期分の経費でございます。報酬及び旅費については、会計年度任用職員に関するものが皆減となっております。需用費では、洗剤、ゴミ袋等の消耗品費、調理に係るガス代の光熱水費、給食当番となる児童、調理員及び栄養士が着用する白衣等の被服費のほか、給食費の公会計化に伴い、学校給食食材購入費を一般会計に組み込むため、

食料費が改増となっております。役務費については、これまで3学期に実施をしておりました食材点検手数料を計上しておりましたが、給食センターへの移行に伴い、皆減となっております。委託料は調理室の清掃及び害虫駆除などであり、備品購入費は給食配膳台の購入費で皆減となっております。

下段の表をご覧ください。本経費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は36、37ページの中ほど、7節教育費雑入のうち、学校給食費1億8,452万1,000円は、給食費の公会計化により歳入として取扱いを始めるもので、このうち1学期分に相当する4,588万円を給食食材購入のための食料費に充当いたします。残りの1億3,864万1,000円については、2学期以降の食材費として学校給食センター維持管理経費へ充当してまいります。

続きまして、資料の54ページ、学校給食センター維持管理経費については、センター稼働開始に伴い、新たに設けた経費でございます。こちらは給食センターの維持管理に必要な経費を計上しております。報償費については給食コーディネーター1名の謝礼、旅費については栄養士、調理員の研修旅費などがございます。需用費については、洗剤、手袋、マスクなどの調理に用いる消耗品、センター紹介用パンフレットの印刷製本費、栄養士、調理員の厨房靴などの被服費、電気、ガス、水道などの光熱水費及び公会計化に伴う、小学校、中学校の2学期からの食材費を食料費として計上しております。役務費については、電話料、給食費通知用の郵送料などの通信運搬費、各種検査及び給食費口座振替等の手数料及び建物災害共済の保険料となっております。委託料については、消防設備、ボイラー等各種機器等の保守点検、警備、清掃、検査、白衣クリーニングなどの委託を行うものがございます。使用料及び賃借料については、神奈川県企業庁より借り受けるセンター用地の土地借上料、厨房機器、事務備品、ICT機器、公会計システムなどのリースによる借上料でございます。なお、警備業務委託料については、令和10年度までの委託契約とするため、予算書6ページに記載のとおり、債務負担行為を設定しております。

下段の表をご覧ください。本経費の特定財源でございます。歳入番号1、学校給食費の1億8,452万1,000円については、学校給食維持管理経費の特定財源としてご説明申し上げましたとおり、給食費の公会計化により歳入として取扱いを始めるもので、このうち2学期以降分に相当する1億3,864万1,000円を給食食材購入のための食料費に充当してまいります。

続きまして、資料の55ページ、公共施設再編計画実施事業費については、同計画に位置づけられている給食センター整備の事業費でございます。神奈川県企業庁の地域振興施設等整備事業の活用により建設を進めた給食センターを企業庁より取得し、債務負担行為により設定した購入費の償還を行う事業でございます。取得初年度となりますので、即納金及び第1回分の利払いを公有財産購入費に計上してございます。

続きまして、下段の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございます。歳入番号1、予算書は28、29ページの学校施設環境改善交付金2億7,911万2,000円は、補助率2分の1となっており、公有財産購入費に充ててございます。歳入番号2、予算書は38、39ページの公共施設再編計画実施事業債については、財政課でご説明させていただいたとおり、2億7,630万円を公有財産購入費に充ててございます。

以上で、5項保健体育費のご説明を終わります。

次に、資料の56ページをご覧ください。教育委員会3課が所管する歳入の一般財源分についてご説明

をさせていただきます。

まず、予算書は24、25ページになります13款使用料及び手数料1項使用料6目教育使用料1節小学校使用料の247万7,000円と、次の段、2節中学校使用料の142万8,000円の行政財産使用料は、学校に勤務する教職員等の通勤車両の駐車に係る使用料でございます。同じく、3節社会教育使用料の5万2,000円の行政財産使用料は、町民センターなど社会教育施設敷地内に設置されている自動販売機の設置の使用料でございます。なお、これら使用料には電柱等の使用料が計上されるところでございますが、許可期間を3年ごととしておりまして、令和4年度が徴収に当たる年度であったことから、前年度と比較して減となっております。

続きまして、予算書は32、33ページになります16款財産収入2項財産売払収入1目物品売払収入1節物品売払収入の文化財刊行物売払収入の4,000円及び教育史刊行物売払収入の3,000円は、冊子「寒川の文化財」など教育委員会で刊行している書籍の売払収入でございます。

次に、予算書は34ページから37ページ、20款諸収入4項雑入1目雑入8節雑入のその他1,000円につきましては、学校公衆電話委託手数料でございます。なお、予算書に記載の額につきましては、他課等の分も含んだ額となっております。

以上で、教育政策課、学校教育課、そして教育施設給食課所管の令和5年度予算の説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、何点かお聞きします。

まず、47ページ、総合図書館の運営事業費なんですけど、今回、図書館システムの入替えということで、指定管理料の増ということになっていきますけど、これに関して、想定されたものだったのかどうか確認したいと思います。

次に、学校給食費のところなんですけど、51ページで調理補佐員を増やすことということで、何人増やすのか、人数を確認したいと思います。

それと同じく学校給食の関係で、食料費、公会計化によって町が集金して業者に支払うということになるわけなんですけど、これに関しては食材の関係で、地産地消の取組というのはどのように考えているのかお聞きします。

それと同じく54ページで、維持管理経費のところ、委託料で、消防設備と警備関係の委託料とありましたけど、これに関して設計の段階の経費について差はどの程度になっているのか、確認を取りたいと思います。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 まず、私のほうから、図書館システムの入替えの関係で、こういったことは想定していたのかというご質問にお答えさせていただきたいと思います。

こちら、今入っているシステムの業者さんが、この業界から撤退するということが表明されましたので、もともと契約期間が令和5年9月の末までということでありましたので、本年の10月以降、図書館

システム、新たなものを調達していく必要があるということで、それはあらかじめそういうことで分かっておりましたので、それに伴って、必要な予算について令和5年度の当初予算ということで計上させていただきますということになります。

以上でございます。

【岸本委員長】 井上主査。

【井上主査】 それでは、2問目と3問目、回答させていただきます。

まず、2問目の学校給食の調理補佐員はどのぐらいの人数にするのかというところですが、総数はまだ確定してないところですが、1日の作業員を40名にするように、常勤17名に補佐員が23名つくような体制での予算計上とさせていただいております。募集に関しては現在も継続中です。

続いて、3番目の学校給食費の公会計化に伴う地産地消なんですけれども、こちらについては、今後、町と農協なりで協定等を結びまして、一定量の地産地消が継続できるような枠組みをつくっていかうと考えております。

以上となります。

【岸本委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 4点目の維持管理の委託料についてでございますが、説明では消防、それからボイラーと各種等ということでございましたが、その中で当初の計画との比較はいかがかというところございまして、こちら委託に関しても今、警備からボイラー等の点検等と申しましたけれども、各種20件以上委託料がございまして、この場では一つ一つの委託料がどのように計画段階から変化したのかというところはございません。全体の概算では、基本的に项目的には計画のとおりでございますけれども、ただその間に人件費、物件費等々相当の増がございまして、またそちらについてはセンターが稼働して、整理した上でご報告したいと思っております。

以上です。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、図書館システムのことに関して、もともと指定管理の対象として、やりにくいということはあったと思うんですけど、業者が撤退するという事なんですけど、このシステム自体は継続的に使えるものは使っていくべきじゃないか思いますけど、それについての見解を伺います。それと、町民の利便性向上につながるのか、これに関して見解をお伺いします。

それと、調理員の補佐に関しては分かりました。1日40名で回していくという状況ということで。

それから食料費のところ、農協と協議していくということで、これに関して子どもたちのために安心安全な食育を進めていくべきだと思っておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

あと、委託のところなんですけど、答弁の中になかったんですけど、各学校に配送するための運送とか、そういうものも委託に入っているのかどうか確認します。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 まず、私のほうからは、図書館システムの関係をお答えさせていただきます。

新たな業者に切り替わるということで、実際にはプロポーザルという形でご提案を数社からいただいて、1つの業者を選択したという経緯がありますけれども、その中でもともと今の総合図書館、コロナ

ということもありましたけれど、利用者が減っていたり、貸出しの点数が減っていたりといったような、もともと総合計画上での指標的な課題がありましたので、そういったこともこちらのほうからは、新たな業者の選定に当たっては、情報提供等を行ってプロポーザル等に臨んでいったという中で、今ご指摘いただいた継続性という部分、業者がころころ替わってしまうと、やっぱり継続的なものですか安定的なものということで、町民の皆さんへのサービスの提供に滞りが出るということで、そういった面もこういうふうにやっていくというような、今回選択した業者は、私どもで今使っているシステムの業者は寒川町だけではなくて、ほかの自治体等でも撤退しているということで、その後の対応という実績もあるという業者でした。ですので、継続性ですか安定性という意味では担保できると思っております。

また、町民の利便性といったご質問いただきましたけども、先ほど課題があるという中で若い世代、子どもたちですか中高生を含めて、若い世代の読書推進も図っていききたいということで、業者の提案の中でもそういったところ、幼児期から図書館に触れ合う、子どもが本を読むことの達成感とか好奇心を感じられるような形で事業展開をしていくというご提案もありました。

また、利便性ということで、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進によって、町民サービスを上げていきたいという内容もありました。具体で一例を申しますと、図書館もホームページがありますけれども、それをリニューアルして、より子どもたちでも見やすいし、また、例えば人によってはいろいろごちゃごちゃ情報が書いてあると見にくくて分かりにくいといった方もいらっしゃいますので、画面が切り替えられるように文字を大きくしたりとか、最低限の内容だけ表示するとか、そういったような面、また読みたい本の名前が分からないとか、著者の名前が分からないけど、こういった本が読みたいという、検索の仕方をかなり工夫されたシステムとなっているという提案の内容もありましたので、そういう意味では図書館にふらっと行って、自分が借りたい本にすぐに到達できるといった意味での利便性の向上ですか、またスマホの画面でもいろいろ情報が取れたり、いろんなことができる、また利用券の代わりにするような形もどうかという内容もありますので、細かい部分は今詰めておりますけれども、そういった今までの課題をうまく改善していけるようなシステムを調達できると思っておりますので、ご指摘いただいた部分については問題なく対応していけるかなと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 井上主査。

【井上主査】 それでは、委託に関する質問に回答させていただきます。委託については、委員から質問のありましたとおり、給食センターから学校への配送委託料及び学校での配膳委託料という配送・配膳委託料が含まれてございます。

以上です。

【岸本委員長】 よろしいでしょうか。他にございますでしょうか。

茂内委員。

【茂内委員】 学校給食センターについてお聞きします。学校給食センターが5月に竣工して、9月に給食の提供を開始するということですが、調理のシミュレーションなどは何回ぐらい行われるのでしょうか。

【岸本委員長】 井上主査。

【井上主査】 調理のシミュレーションについては、まず食材を使わないような機器の練習については、特に回数を定めず、習得できるまで進めていこうと考えております。食材を使ったものについては、4回程度を今現在想定しており、予算にも6,000食分の食材費という形で計上をさせていただいてございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 シミュレーションするということは、そこで働く方もきちんとその場にいられるとは思いますが、学校給食センターの調理員さんは各小学校の調理員さんが当たるとは思うんですけども、今のところ人員は足りているのか、正規職員は何人いらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

【岸本委員長】 井上主査。

【井上主査】 人員につきましては、先ほどお答えしたとおり、40名を想定しており、この人数になれば十分足りていると考えてございます。また、常勤の職員につきましては、17名おまして、こちらは他市町村のセンターに比べると若干多いぐらいの数ですので、現状として直営でやる上では十分な人員だと考えてございます。

【岸本委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 学校給食は直営で行うと町長が明言されておりますけども、担当課としては堅持するための課題とか、何かありますでしょうか。

【岸本委員長】 井上主査。

【井上主査】 こちらについては、直営堅持というところでいきますと、直営でしかできないことをどのようにやっていくかということが一番課題だと考えております。その中で、調理部門ではなく、いわゆる食育等の分野をいかに強化できるかということが重要だと考えてございます。その中で、現状では各学校にいる栄養士をそのまま給食センターに配置するように要求をさせていただいて、今まで以上に手厚い状態での食育を検討していきたいと考えてございます。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 1つには文化財保護の関係だけでも、今年度動きが出るのかなって期待しているんですが、広田医院の広田邸がどのように本年なっていくのか、この辺についての見解をひとついただきたいと思えます。

それからもう一つについては、今の給食センターの関係ですけども、本年初めてこういう形でどんと出たんですが、センターの予算関係を含めても、人数的にも。昨年度と比較すればいいんでしょうけども、ちょっとお願いしたいのは、小学校5校で、現状、何人で、センターになると何人になるんだ、現状はこういう予算でやっていたけども、センター化することによってこういうふうな予算になっているよという、比較ができるようなものを出していただきたいと思うんですが、細かいところまではいいですが、大まかなところ、現給食の動きとセンター化になったときの動きと、この辺がどういうふうに変化していくのかも含めてちょっと現段階で見えないんですが、見えるような形でできたらお願いしたいと思うんですが、出せるかどうかも含めて見解をいただけますか。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 私のほうから、まず旧広田医院さんの関係からお答えをさせていただきます。

町内初の国登録有形文化財の登録ということで、手続を目指して進めてきたところでございますけれども、先週の3月17日の金曜日、こちら国のほうで文化審議会というものが開催をされまして、寒川初の旧広田医院の母屋と旧広田医院門柱及び塀、この2件が国の文化審議会のほうから国登録有形文化財とすべきということで、先週、17日金曜日に文部科学大臣への答申があったということでございます。本当に一歩も二歩も進んだわけでありますので、例年のスケジュールでいいますと、夏ぐらいに正式に文部科学大臣が決定するということが通常のスケジュールでありますので、例年どおりであれば、今年の夏に旧広田医院と門柱及び塀、これが国登録有形文化財ということで、町内初ということで登録が完了すると思っております。

その後でございますけれども、まず所有者の方いらっしゃいますので、登録有形文化財という制度そのものは、規制については非常に緩やかな制度だと伺っておりますので、うまく保存等しながら活用していくという基本的な流れがあるかと思っておりますけれども、一にも二にもまず所有者の方のご意向をお聞きした上で、必要に応じて学識経験者の専門家のご意見も頂戴しながら、国登録有形文化財となった広田邸について、いい方向で活用が進めばいいなと思っております。

以上でございます。

【岸本委員長】 井上主査。

【井上主査】 2点目の給食センターの予算の変化なんですけど、まず現状でお伝えできるところですと、小学校5校から給食センターになることで、小中とありますので、全体8校への提供となります。それに伴い、対象人数も、現状、教職員にしても約2,800名から4,400名弱というところまで拡大していくこととなります。

委託につきましては、現状からいくと、施設維持管理の部分については学校給食の維持管理と、センターではほぼ同等となります。ただ、機器が変わった部分において、法定が必要なもの等については、追加で出てきているというのが現状です。また、あわせて、先ほどお伝えしたとおり、配送・配膳の委託というのが新たに加わってございますので、そちらについては新規の増額となってございます。

【岸本委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 関口委員のほうからご要望のありました、何がどう変わったか分かりやすい資料ということでございますけれども、取りあえず本日ご用意はございません。こちらについてなんですけれども、多岐にわたっていますので、お時間をいただければお出しできるかと思うんですけれども、取りあえず今日のところは手持ちがございませんので、資料が出せない状況でございます。

以上です。

【岸本委員長】 関口委員。

【関口委員】 すみません。文化財の関係については、タブレットに提供施設は情報提供しておいてくれたみたいで申し訳なかった。私が見てなくて、どうなっているのかなって、こういうふうな話。だけど、いずれにしても夏には決定をするという流れでいくと、本当にある意味でいうと、こんな喜ばしいことはないなと思います。

あのたたずまいを見たときに、あれが国の有形になるということは、これ本当に寒川の宝にもなって

いきますから、そういった意味ではどうかお持ちの方としっかりと話し合いをしていただいて、どのような形でこれを維持管理していくかを含めてしっかりと協議を進めてもらいたいと思いますし、私も1回くらい何かで行ったような気がするんですが、庭があるんだけど、車が入ると出てくれなくなっちゃうみたいな、ああいう狭いあれだったんですけど、ただ何とも言えない雰囲気のある建物だなという感じを受けたことは確かですので、そういった意味ではどうか寒川の宝としてしっかりと、町の持ち物ではありませんので、個人の持ち物になっていますので、そういったところを含めてしっかりと話し合いを進めていってもらいたいと思いますし、一番いい形で保存ができていけばいいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから給食センターの関係については、予算の関係で云々ということは言うつもりはありませんので。ただ、どういうふうな形で変化していくのか、それが見えないというのが現状なんです。人数的なものも含めても、それから全体的な輪郭が、こういうふうに変化していくんだなという形が見えないので、だから、どこかでちょっと出してくれませんか。こういうふうに変化しますという。別の機会でもいいや。何らかの形でこういうふうに変化しますよということが分かるような、だからといって細かく細部にわたってまではいいですから、そういうものを出していただいて、我々がこういう変化するんだなということをしっかりと町民の皆さんにもお示しできるような形になればいいなと思いますので、そういう形での資料というか、何らかの形で、委員長でなくて議長のほうに出していただければいいと思いますので。両方とも結構ですので、よろしくお願ひいたします。出せるかどうかだけちょっとお願ひします。

【岸本委員長】 水越教育施設給食課長。

【水越教育施設給食課長】 ご猶予をいただきましてありがとうございます。資料はできるだけ早めにつくりまして、議長のほうに提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。近日中にお出しいたします。

【岸本委員長】 関口委員、大丈夫ですか。

【関口委員】 はい。

【岸本委員長】 では、ないようなので、最後、柳田副委員長お願ひいたします。

柳田副委員長。

【柳田副委員長】 公民館運営事業費と総合体育館運営事業費なんですけど、こちら光熱水費の値上がりによる委託料の増額予算に算出されているかしてないのか、お伺ひします。

2点目なんですけど、公民館運営事業費、これは英語村へのバスツアーですが、英語村のバスツアーは教育委員会の学校教育事業ではない、社会教育事業なので、公民館運営事業費の中に入っていると思うんですけど、社会教育事業なので民間に委託するので、町の事業、社会教育事業なので、公民館事業として指定管理者制度を使って実績をつくりながら、将来的には学校教育事業にしたいのかなという流れがあるのか分からないんですけど、そんな中で社会教育法における公民館の事業、法第20条の目的の達成のために公民館が行う事業というのが該当すると思うんですけど、そんな中で指定管理の管理権限につきましては、地方自治法第244条2項において、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めるとされております。

その中で、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲内であるかどうか、業務の範囲の中であるか否かというのは何の条例かというところが一番根拠になるのかなと思うんですけど、何の条例に基づいて業務の範囲の法的根拠を明確にして、この予算を算出しているのかお伺いします。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 まず、光熱水費のお尋ねいただきましたけれども、予算の段階では高騰分も見越した中での予算計上というのはいしておりません。ただ、当然、町部局のほうとやり取りしている中では、公民館、総合図書館だけではなくて、町の公共施設、物価の高騰分については、一定の基準に基づいて支援をしていくという大きな考え方がありますので、今後の光熱水費の状況によって、必要な支援は追加で行っていくべきものはしていくという考え方がありますが、予算としてはその分まで見込んだ計上は、現状していないということでもあります。

それから、社会教育事業を何の基準に基づいてということなんですけども、当然のことながら、今、副委員長がおっしゃっていただいたように、社会教育法ですとかもろもろの条例等、それに付随した条例等に基づいて、当然それを基準として社会教育事業、公民館事業ということでやらせていただいておりますので、ちょっと抽象的な言い方になってしまうんですけど、そういう考え方のもとに行っております。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 条例をもとにということなんですけど、何の条例をもとにして予算を算出しているのかお伺いします。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 まず、公民館については、寒川町立公民館条例というものがございまして、その条例に基づいて行っているということでございまして。あと、総合図書館につきましても、関連で申しますと、総合図書館条例というものがございまして、両施設についてはこういった条例に基づいて行っております。

【岸本委員長】 柳田副委員長。

【柳田副委員長】 ありがとうございます。それは公民館条例の第何条の部分なんですか、お伺いします。

【岸本委員長】 高橋教育政策課長。

【高橋教育政策課長】 今、指定管理者による管理を行っていただいておりますので、公民館条例でいいますと第3条、総合図書館についても第3条ということで行っております。

【岸本委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、教育委員会の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

令和5年度寒川町一般会計及び各特別会計の予算につきましては、休憩前の教育費をもちまして、全ての説明及び質疑が終了しております。この後の進め方といたしましては、総括質疑から討論、採決と

いう流れであります。総括質疑、討論、採決につきましては、予定どおり23日に行いたいと思います。先ほどの資料請求は改めて別の機会ということでございますので、今特別委員会に関する予算請求はないところで皆様にお示しをいたします。

この後、委員の皆様には総括質疑要旨を提出していただくわけでございますけれども、要旨提出の締切りについてはいかがいたしましょうか。この後、お昼を挟みまして改めてということになりますけれども、例年ですと1時間か1時間半程度を締切りとさせていただいております。ご意見のほうがあれば。

山田委員。

【山田委員】 ちょっと時間を取ってもらって2時ぐらいで。

【岸本委員長】 2時ぐらいで大丈夫でしょうか。今、山田委員から2時というお声がありましたけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、予算の総括質疑要旨は、本日14時までに提出をお願いいたします。

なお、通告の提出に当たりましては、事務局からデータでお送りした書式をお使いいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。全ての要旨が提出された後に特別委員会を再開させていただき、何人からの総括質疑が出たか、また質疑の順番を皆さんと確認したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、暫時休憩いたします。再開は14時30分といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

総括質疑の要旨については、5名の委員の方から提出されました。23日のカレンダーを開いていただければ要旨はアップされていますので、ご確認のほどお願い申し上げます。順番については要旨の提出順といたしますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、最初に山田委員、2番目に茂内委員、3番目に吉田委員、4番目に関口委員、そして最後、柳田副委員長の順で行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。なお、執行部との調整はしっかりと行っていただくよう、よろしくお願い申し上げます。場所については、後ほど事務局からロゴチャットにてお伝えを申し上げます。

そして23日、最終日でございますけれども、朝9時に一度お集まりいただきまして、予算特別委員会を開会させていただきます。その後、1時間置いて、10時から総括質疑のほうに入ってまいりたいと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、23日の特別委員会は午前9時に再開し、総括質疑は午前10時より行うことにいたします。

それでは、以上をもって本日の会議をこれにて閉じたいと思っております。

最後に、柳田副委員長より一言お願い申し上げます。

【柳田副委員長】 それでは、予算特別委員会第4日目を閉会といたします。皆様、お疲れさまでし

た。

午後2時31分 散会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 5年 6月 1日

委員長 岸 本 優